

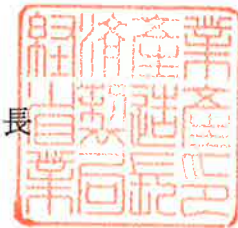
経済産業省

20170224製局第1号

平成29年2月28日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成29年2月24日付け警察庁丙組組企発第77号、警察庁警備局長から平成29年2月24日付け警察庁丙備企発第70号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成29年2月24日付け外務省告示第62号により、国家公安委員会委員長が平成29年2月24日付け国家公安委員会告示第7号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

(別表)

次のように改める。

【アル・カーイダ／ISIL(ダーイシュ)と関係を有する個人】

341. 削除

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十四日

国家公安委員会委員長 松本 純

氏名 グルブディン・ヘクマティアル（GULBUDDIN HEKMATYAR）

名簿に記載された年月日 2003年2月20日（2011年5月16日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-44